

徳島県情報公開審査会答申第21号

徳島県の情報公開制度の 在り方について（答申）

平成12年12月

徳島県公文書公開審査会

答申にあたって

徳島県公文書公開審査会は、平成12年8月17日に知事から「徳島県の情報公開制度の在り方について」の諮問を受け、以後8回の審査会を開催し、検討を重ねてきました。

本県の情報公開制度は、要綱により昭和61年8月に制度がスタートし、平成元年8月に現行の「徳島県情報公開条例」が施行されることによって、本格的な制度運用がなされてきたものであります。この間、県民のニーズに沿ったさまざまな情報が公開され、行政の透明化に大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、条例施行以来11年が経過し、高度情報化の進展や情報公開に対する県民意識の高まりなど情報公開を取り巻く環境は大きく変化しております。さらに、国民に信頼される公正で民主的な行政の推進を目的として、昨年5月に国の情報公開法が制定されました。また、本年4月にはいわゆる地方分権一括法が施行され、本格的な分権社会を迎えることとなりました。

当審査会では、こうした情勢を踏まえて、情報公開法の趣旨や他の都道府県の条例等も参考にしながら、21世紀の徳島県にふさわしい情報公開制度の在り方について検討を重ね、ここにその結果を答申として取りまとめました。

知事においては、この答申の趣旨を十分に踏まえ、すみやかに徳島県情報公開条例の改正など必要な措置を講じられ、より一層充実した情報公開制度の確立に努められるよう期待します。

平成12年12月18日

徳島県公文書公開審査会
会長 松尾 博

目 次

I	情報公開条例改正の基本的な考え方	1
II	情報公開条例改正に係る個別検討事項について	2
1	条例の目的	2
2	実施機関の範囲	2
(1)	公安委員会及び警察本部長	2
(2)	議会	3
(3)	出資法人	3
3	請求権者の範囲	4
4	対象文書の範囲	4
5	文書管理	5
6	公開・非公開の枠組み	5
7	公益上の理由による裁量的公開	6
8	存否応答拒否	6
9	文書不存在等の場合の請求拒否	7
10	非公開事項	7
(1)	個人情報	7
(2)	法人情報	8
(3)	意思形成情報	8
(4)	事務事業執行情報	9
(5)	犯罪の予防等に関する情報	9
(6)	国等との協議等に関する情報	10
(7)	非公開を条件とする任意提供情報	10
(8)	法令秘情報	11
11	公開手続	11
(1)	決定期限	11
(2)	大量請求時の決定期限の特例	12
(3)	事案の移送	12
(4)	第三者の保護	13
12	費用負担	13
13	適正請求	14
14	審査会	14
(1)	審査会の名称	14
(2)	調査権限	14
(3)	審査手続等	15
(4)	罰則	15
15	情報提供及び公表制度	16
16	他の制度との調整	16
	徳島県公文書公開審査会検討経過	17
	徳島県公文書公開審査会委員名簿	18

I 情報公開条例改正の基本的な考え方

情報公開条例の改正について、当審査会は次のような基本的な考え方により、制度全般にわたっての検討を行った。

1 公開原則の徹底と公開範囲の拡大

県の保有する情報は、県民が知りたいときに公開されるべきであって、非公開とする情報は必要最小限にとどめなければならないという原則公開の理念は、今回の見直しに当たっても堅持するべきである。

また、県政の透明性を高め県民との情報の共有を図るためには、対象文書などの公開範囲をできる限り広げることが必要である。

2 プライバシーの保護

個人のプライバシーは、憲法が保障する基本的人権の一つであり、現行制度でも最大限に尊重しなければならないものとされている。個人のプライバシーは、いったん侵害されると回復が著しく困難であることから、原則公開の制度の下でも、引き続き最大限の保護が図られるよう配慮がなされるべきである。

3 利用者の利便性の向上と適正利用

情報公開制度は、県が保有する情報を利用者が必要なときに入手できるようにする制度であり、利用者にとって分かりやすく、利用しやすいものでなければならない。

一方、公開請求権も全く無制約なものではなく、利用者にも適正請求や適正利用等の責務があることも明確にする必要がある。

4 情報公開の総合的な推進

県民にとって必要な情報は、本来、公開請求を待って請求者のみに公開するものではなく、可能な限り積極的に県民全体に公開されることが望ましい。

県は、県民が、できるだけ分かりやすい形で、必要な情報を、タイムリーに入手できるように、県政のあらゆる面において情報提供や公表施策を充実させるなど、情報公開の総合的な推進に取り組まなければならない。

Ⅱ 情報公開条例改正に係る個別検討事項について

1 条例の目的（現行条例第1条関係）

条例に行政の説明責任を明記するとともに、県民の「知る権利」についても条例上何らかの位置づけをするべきである。

【説明】

県政のより一層の透明化を図り、地方自治の本旨に即した県政を推進するためには、県がその諸活動の状況を県民に説明する責務が全うされなければならない。そのため、情報公開の総合的な推進を図るための理念として、行政の「説明責任」を条例に明記することが適当である。

また、「知る権利」については、憲法学上、その根拠や性格、内容について見解が分かれており、その概念が現段階で確定しているとは言い難い。しかしながら、この言葉が情報公開制度の進展に大きな役割を果たしてきたことは評価するべきであり、県民の情報公開を求める権利を分かりやすく表現していることも事実である。

したがって、法令用語として明確になっていないことのみをもって「知る権利」を排除するのではなく、県の説明責任の理念を県民の側から表現したもの、説明責任と表裏一体のものと理解した上で、何らかの形で条例に位置づけをするべきである。

2 実施機関の範囲（現行条例第2条第3項関係）

(1) 公安委員会及び警察本部長

公安委員会及び警察本部長を実施機関とするべきである。

【説明】

公安委員会（警察本部長）は、警察事務の特殊性の問題や全国的な統一性を図る必要から、現行条例では実施機関とされていない。

しかし、情報公開法の制定により国レベルで国家公安委員会と警察庁が実施機関となったこと、また都道府県レベルでも公安委員会及び警察本部長が実施機関となる例が増えてきていることなどから、現在、実施機関とならない実質的な理由はなくなったと思われる。また、行政の透明化の要請の中で警察行政も例外ではないため、公安委員会及び警察本部長についても情報公開の実施機関とするべきである。

また、従来は地方自治法上公安委員会には附属機関を設置できず、行政実例により他の執行機関の附属機関にも諮問できないと解されていたが、地方自治法施行令の改正によりこれが可能となったので、公安委員会（警察本部長）に係る不服申立

てにおいても第三者機関に諮問することとするよう規定を整備すべきである。

(2) 議会

議会については、早期の制度化に向けた自主的な取り組みを尊重する。

【説明】

県政の透明化の見地からは、議会についても情報公開の制度化が望まれるが、議会は県民の代表からなる議決機関であるため、他の執行機関と同一に扱うことは適当でない。議会の情報公開制度の在り方については、あくまでも議会自身における自主的な判断によることが適当と考える。

なお、議会においては、現在検討委員会を設けて情報公開制度の検討がなされているとのことであり、その意見を尊重するとともに早期の制度化を期待するものである。

(3) 出資法人

県の関与の著しい出資法人について、情報公開の推進に関する法人の努力義務規定を条例に設けるべきである。

【説明】

県が出資する法人は、県とは別の法人格を持っているため、直接条例上の実施機関とすることはできない。

しかし、県の出資が相当の部分を占める等特に県の関与の著しい法人については、その業務が県の業務に密接な関係を有することから、県とは別の人格をもつとはいえ、県民の立場からは情報公開の推進が強く求められるところである。

したがって、これらの法人に関しては、その業務内容の透明性を高めることが特に必要と思われるので、これらの法人の主体性を尊重しつつも、法人自身が情報公開の促進に努めなければならないとする努力義務規定を条例に設けることが適当である。

3 請求権者の範囲（現行条例第5条関係）

「広義の県民」としている現行条例の規定を維持すべきである。
また、請求権者以外からの申出に対しても、できる限り公開に努めなければならないとする実施機関の努力義務規定を条例に設けるべきである。

【説明】

国の法律では、請求権者は「何人」となっている。県においても情報化の進展や経済活動の広域化等に伴い、情報の流通がより広くより速やかになっており、この側面からは、何人にも請求権を認めるという考え方も一定の合理性があると思われる。

一方、地方自治の本旨に即した県政の進展に寄与するという条例の理念からいえば、制度の主体は本来的には県民である。県の説明責任の面からも、県として説明する責務があるのは、まず県民に対してである。また、権利行使に伴う負担、不服申立てや訴訟があった場合の経費の負担が生じることなどを考慮すれば、「何人」にまで請求権を付与することについては慎重にならざるを得ない。

ただ、権利を付与しないまでも、現在の時代の流れをふまれば、県政に関する情報について広く門戸を開く意義は大きいと思われるので、請求権者以外のものから公開の申出があった場合にはできる限り対応に努めなければならない旨の努力義務規定を新たに条例に設けることが適当である。

4 対象文書の範囲（現行条例第2条第1項関係）

決裁・供覧等の手続要件を撤廃して、「組織的に用いるもの」という組織共用の考え方を取り入れるべきである。
また、「電磁的記録」も対象文書に加えるべきである。

【説明】

現行条例は、公開の対象となる情報に対して県の責任が明確にされる必要があり、不明確な情報まで対象とすることはいたずらに県民に誤解や混乱を与え、ひいては制度目的と異なり県民と県の信頼関係を損なうおそれがあり適当でないという考え方から、対象文書を決裁・供覧等の手続の終了した文書に限定している。

しかし、現実に県で利用・管理している文書は、決裁・供覧等の手続がなされたものに限られるわけではない。そこで、県民への説明責任の観点からは、決裁・供覧等の形式的要件によって対象文書を限定せず、実質的要件に着目して、実施機関が組織的に用いるものとして保有しているものであれば制度の対象とすることが適当である。

なお、組織において業務上必要なものとして利用・保有しているもの以外のもの

(職員個人のメモ、執務参考資料など)についてまで対象を広げることは、県の説明責任の範囲外であるとともに実務上混乱を招くおそれがあるので、適当でない。

電磁的記録については、現行条例が制定されてからの11年余りの間、情報化の進展はめざましく、県においても、磁気テープやフロッピーディスク等の媒体が日常的に使用されるようになってきている。

したがって、県政の透明性の向上と県民の利便性を考慮し、これらの媒体も情報公開制度の対象に含めるべきである。しかし、電磁的記録の公開の実施については技術的に未解決の点が多いので、情報技術の進展状況をふまえながら、本県の情報化の実情に即した無理のない方策を検討する必要がある。

5 文書管理（現行条例に規定なし）

文書の適正管理など文書管理の基本的事項を条例に明記するべきである。

【説明】

情報公開制度が的確に運用されるためには、文書管理が適正に行われていることが不可欠であり、その意味で情報公開と文書管理は表裏一体といえることができる。従来の文書管理は、行政事務の効率的執行という目的のために行われてきたが、それに加えて県民への説明責任を全うする観点から、情報公開に適切・円滑に対応できるための文書管理が必要である。

このことから、実施機関の適正管理義務など文書管理の基本的事項を条例に明記するべきである。

6 公開・非公開の枠組み（現行条例第6条第1項関係）

原則公開の趣旨を一層明確にするため、現行条例の「非公開情報が記録されている公文書については公開しないことができる」旨の規定を、「非公開情報が記録されている場合を除き公開しなければならない」旨の規定に改めるべきである。

【説明】

現行条例では、請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合には「公文書の公開をしないことができる」と規定している。これは、公文書は公開が原則であり、例外的に非公開としなければならない情報は限定列挙するという「原則公開」の考え方を前提として、実施機関に対して非公開情報の公開を拒否する権限を与えたものであって、公開するかどうかの判断につき実施機関に裁量を与えたものではないと解される。

ただ、この規定の仕方では実施機関の裁量について解釈上の疑義が生じるおそれがあることから、原則公開の趣旨をより明確にするため、実施機関には非公開情報を除き公開義務があるという旨の規定に改めることが適当である。

7 公益上の理由による裁量的公開（現行条例に規定なし）

新たに公益上の理由による裁量的公開規定を条例に盛り込むべきである。

【説明】

条例に規定する非公開事由は、各項目ごとに公開による利益と不利益を衡量した上で、立法政策上公開できないものとして規定されたものであるため、請求に係る公文書がこれに該当する場合、実施機関が恣意的に公開することは許されない。

しかしながら、非公開事由に該当する情報であっても、非常に特殊な場合においては、公開することの利益が非公開とすることの利益に優越すると認められる場合があり得ることを否定できない。

そういう場合に対応するため、実施機関の高度な行政的判断により公開を可能とする規定を設けておくことが適当である。

しかし、この規定の運用に当たっては、非公開情報の規定により保護される利益を不当に侵害することのないよう、慎重な配慮がなされる必要がある。

8 存否応答拒否（現行条例に規定なし）

新たに存否応答拒否規定を設け、救済措置を含めて条例に盛り込むべきである。

【説明】

実施機関は、公開請求に係る公文書の存否を明らかにした上で公開・非公開等の決定を行うのが原則であるが、特定個人に係る生活保護の受給記録など、その文書の存否を答えるだけで、非公開規定により保護されるべき利益が侵害されてしまう場合がある。

このような場合の措置として、当該公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができるとする、存否応答拒否の規定を新たに設けるべきである。

なお、当該拒否を行政処分として位置づけ、救済手続の対象になることを明らかにしておく必要がある。

9 文書不存在等の場合の請求拒否（現行条例に規定なし）

請求に係る文書が存在しない場合等の措置を、新たに請求拒否処分として位置づけ、救済措置を含めて条例に盛り込むべきである。

【説明】

現行条例では、公開請求に係る公文書が存在しない場合や公開請求自体が不適法な場合の取扱いについて規定していない。そのため、事務処理の指針として要綱を定め、請求に係る公文書が存在しない（又は公文書の要件を欠く）場合等においては当該請求を受理できない旨を書面で通知することとしている。

しかしながら、要綱のみで定められた不受理の通知が行政処分に当たるかどうか疑問である上、行政手続条例上「不受理」の取扱い自体にも問題があると思われる。また、請求者に不利益となる取扱いは、行政手続の透明性の見地から、できる限り条例上に明記する必要がある。

そこで、公開請求がこれら一定の理由に該当する場合には当該請求を拒否できる旨の規定を新たに設けるとともに、当該拒否を行政処分として位置づけ、救済手続の対象になることを明らかにするべきである。

10 非公開事項（現行条例第6条第1項関係）

（1）個人情報（同条同項第1号関係）

現行の「個人識別型」規定を維持するとともに、公務員の職務に関する情報を例外的公開事項としてただし書に明記するなど、法律の規定に準じて規定を整備する必要がある。

本人開示については、個人情報保護制度を早期に整備し、その中で対応することを要望する。

【説明】

本号の目的とするところは個人の権利利益の保護であるが、その中核はプライバシーである。個人のプライバシーの概念は、人によって価値観や考え方が異なるため、法的にも社会通念上も必ずしも明確でない。このような現状のもとで、個人の尊厳を守りプライバシーを最大限保護するためには、個人が識別される情報を原則非公開とする現行の「個人識別型」規定を維持するべきである。

また、個人のプライバシーはいったん侵害されると回復が困難であるため、例外的に公開とされる個人情報については、情報公開法の規定との整合性を考慮するべきである。特に、公務員の職務に関する情報については、現行条例でもただし書の運用により原則公開としているが、このことを明確にするため、法律の規定に準じて、当該職員の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合を除き公開する旨の

規定を新たに設けるべきである。

なお、本人開示については、請求目的を問わずに県の保有する文書を県民一般に公開するという情報公開制度の趣旨を超えた検討が必要であり、個人情報保護法制の下で自己情報開示の問題として処理するのが本筋と思われる。今後、県において早期に個人情報保護制度を整備し、県民が自己情報にアクセスできる道が開かれるよう要望する。

(2) 法人情報（同条同項第2号関係）

非公開事項をより明確化するため、法律の規定に準じて規定を整備する必要がある。

なお、非公開を条件とする任意提供情報を法人情報の枠内に限る必要はない。

【説明】

法人等に係る情報については、公開することによる不利益をできるだけ明確にするため、現行の「当該法人等又は当該個人に不利益を与える」という表現を、法律の「法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する」という表現に改めることが適当である。また、ただし書も法律の規定に準じて規定を整備する必要がある。

なお、非公開を条件とする任意提供情報は、保護すべき情報提供者を法人だけに限定する理由に乏しいと思われるため、本号の一類型として捉えるのは適当でない。

(3) 意思形成情報（同条同項第3号関係）

現行の「意思形成に関する情報」を「審議・検討・協議に関する情報」とし、法律の規定に準じて、本号に該当する支障内容の一層の明確化・限定化を図る方向で規定を整備する必要がある。

【説明】

現行条例は、行政の円滑な意思決定を確保する観点から、これに著しい支障を及ぼすおそれのある情報を非公開情報と規定している。

ただ、現行の「審議等に係る意思形成に著しい支障を生ずるおそれ」という規定は、表現が抽象的であるために、ややもすれば、非公開の範囲が拡大解釈されるおそれのあるものとなっている。いうまでもなく、県民に対する説明責任の観点からは、行政の意思形成過程にある情報といえども可能な限り公開されることが望ましく、非公開となる範囲の解釈はいたずらに拡大されることがあってはならない。

この点において、情報公開法は、対象となる情報を「審議、検討又は協議に関する情報」に限定し、公開した場合の支障を「率直な意見の交換若しくは意思決定の

中立性が不当に損なわれるおそれ」、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」、「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」に限定している。

そこで、法律の規定に準じて、本号を「審議、検討又は協議に関する情報」とし、非公開に該当する場合をできる限り明確化・限定化することが適当である。

(4) 事務事業執行情報（同条同項第4号関係）

現行規定の趣旨は維持するべきであるが、県民にとってよりわかりやすい規定とするため、公開によって生じる具体的支障を例示するなど、法律に準じて規定を整備する必要がある。

【説明】

公開することにより事務事業の公正かつ円滑な実施に支障が生ずるおそれがある情報については、現行規定も情報公開法の規定と同様に公益性の観点から非公開とする旨を規定しており、この趣旨は維持するべきである。

しかし、現行規定は表現が抽象的であり、県民の立場から見てどのような情報が非公開となるのかが理解しにくいものとなっている。

したがって、県民により分かりやすい表現にするため、法律の規定に準じて、非公開となる場合を類型化しこれを例示する規定に改めることが適当である。

(5) 犯罪の予防等に関する情報（同条同項第5号関係）

本号の適用範囲を犯罪の予防・捜査等刑事法の執行を中心としたものに限定した上で、実施機関の第一次判断権の尊重を明記するなど、法律の規定に準じて規定を整備する必要がある。

【説明】

公安委員会（警察本部長）を実施機関に加えた場合、警察業務の特殊性、警察活動の全国的な統一性が求められることから、捜査情報等については、実施機関の第一次的判断権を尊重する規定とする必要がある。ただ、本号による非公開決定が実施機関の判断の合理性の審査にとどまる等司法審査につき特別の考慮が払われることにかんがみ、真にその必要性のあるもののみを対象とするべきである。

したがって、法律と同様に、本号の適用範囲を刑事法の執行を中心としたものに限定することが適当である。

なお、風俗営業の許可等のいわゆる行政警察に関する情報は、本号でなく事務事業執行情報の対象として、公開・非公開の判断がなされるのが適当である。

(6) 国等との協議等に関する情報（同条同項第6号関係）

地方分権の趣旨に照らし、現行規定を削除すべきである。

【説明】

現行規定は、県と国等との協力関係又は信頼関係を確保する観点から定められたものである。

しかしながら、いわゆる地方分権一括法が施行され、機関委任事務が廃止されるなど地方分権が推進されており、この観点からすれば、国等との信頼関係や協力関係の保護を抽象的なレベルで特に規定しておく必要性は薄くなったといわざるをえない。

また、国等との信頼関係の維持という点についても、判断に主観的な要素が入るおそれがあり、この点について当審査会は、既に「国と県との信頼関係が著しく損なわれるかどうかは全面的に国の意向に委ねられるべきではなく、客観的にみて相当の合理性をもつものでなければならない」と判断しているところである。

これらのことから、本号は存続させる意義が乏しく、削除することが適当である。

(7) 非公開を条件とする任意提供情報（同条同項第7号関係）

情報提供者に個人を含めた現行規定の枠組みは維持すべきであるが、本号の対象を、法律の規定に準じて、非公開条件を付すことが合理的であるものに限定する方向で規定を整備する必要がある。

【説明】

現行規定は、任意の情報提供者との信頼関係を保護することによって行政の情報収集能力を担保しようとするものであり、行政運営に必要な情報の多くが県民からの任意の情報提供によっているという現状から、この規定は維持すべきである。

一方法律では、法人等から提供された情報に限定し、法人情報の一類型として規定しているが、県の機関は県民個人と直接接触する機会も多く、情報提供者を法人等に限る合理的な理由も考えられないことから、現行規定のとおり個人も含めた独立項目とするのが適当である。

ただ、現行規定は、非公開の約束があれば実質を問わずに非公開とすることが可能となっており、県民への説明責任の面からは不十分な規定となっている。そこで、法律に準じて、提供情報の性質や当時の状況等に照らして非公開の条件を付けることが合理的と認められるものに限って本号の対象とするよう規定を整備する必要がある。

なお、論議の中で、非公開の約束をして情報提供を受けておきながら、「非公開とする合理的な理由がない」ということで実施機関が一方的に公開決定することに

なれば、今後必要な情報の提供が受けられなくなる可能性があるとの意見が出された。しかし、今後情報提供を受ける段階で、実施機関の職員が本号の趣旨をふまえて対処すれば、そういう事態は防ぐことができると判断した。

(8) 法令秘情報（同条同項第8号関係）

国の機関からの従う義務のある指示により非公開とされた情報について、非公開事項として明確に盛り込む必要がある。

【説明】

地方分権一括法の施行により、平成12年4月から国の機関委任事務が廃止され、地方公共団体の事務は自治事務と法定受託事務の2つとなった。

従来、機関委任事務に関し国からの指示によって公開が禁止された情報については、「国等の機関との協議等に関する情報」に該当するものとして取扱われてきたが、前述のとおり、当該規定は削除されるべきである。

ただ、機関委任事務が廃止されても、法定受託事務等に関し国の機関から県に従う義務のある指示がなされる余地が残っており、これらの指示により非公開とされた情報の取扱いが問題となるところである。

このため、当該情報を新たに本号の適用対象とし、現行規定に加えて、県として法律上従う義務のある指示によって非公開とされた情報を明確に盛り込むことが適当である。

11 公開手続（現行条例第8条関係）

(1) 決定期限（同条第1, 2項関係）

公開請求があった日から起算して15日以内という現行規定は維持する。

ただし、やむを得ない理由により決定期間を延長する場合の期間は、決定期限の日の翌日から起算して45日を限度とすることが適当である。

【説明】

情報公開法は、決定期限を開示請求があった日から30日以内とし、やむを得ない場合には30日以内に限り延長することができることとしている。

現行条例は、決定期限を原則15日以内と定めているが、県民の立場からは、できる限り速やかに公開・非公開等の決定がなされるべきであり、現行の15日を改める必要はない。

ただ、やむを得ない場合の延長期間については、これまでの運用において、現行の15日では事務処理上相当な無理が生じている事例が認められるので、当初の決定期限の翌日から起算して45日を限度とすることが適当である。

(2) 大量請求時の決定期限の特例（現行条例に規定なし）

請求に係る公文書が著しく大量であり、その処理のため行政事務の執行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、法律の規定に準じて、当該公文書の相当の部分について60日以内に決定し、残りの部分については相当の期間内に決定すれば足りるとする旨の、決定期限の特例の規定を設けるべきである。

【説明】

公開請求に係る公文書の量が著しく大量であるため、延長期間を含めた60日以内でそのすべてについて決定することにより他の行政事務の遂行に著しい支障が生じるケースが想定される。

情報公開法ではこのような事態を避けるため、決定期限の特例を設け、60日以内に相当の部分について決定をし、残りの文書については相当の期間内に決定をすれば足りることとしている。

大量請求による行政事務の支障という問題は、国、地方公共団体の別なく起こりうる問題であると思われるため、法律の規定に準じて、決定期限の特例を設けることが適当である。

(3) 事案の移送（現行条例に規定なし）

請求に係る公文書が他の実施機関により作成された場合など、他の実施機関が公開等の決定をすることが適切であると認められる場合は、協議の上事案の移送を行うことができる旨の規定を設けるべきである。

【説明】

現行条例では、公開請求に係る公文書を現に管理している実施機関が、当該公文書の内容のいかに拘わらず、公開等の決定を行う義務を負うこととされている。

しかし、対象公文書が他の実施機関において作成されたものである等の理由により当該他の機関において事案を処理することが合理的である場合には、当該他の機関と協議の上、事案を移送できる旨の規定を設けることが適当である。

なお、事案の移送をした場合には、請求者にその旨を通知するとともに、決定期限の解釈等において請求者の利益が損なわれないようにする必要がある。

(4) 第三者の保護（現行条例第8条第4項関係）

公開請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、公益との比較衡量により当該情報を公開しようとするときは、当該第三者への意見聴取を実施機関に義務づけることとする規定を新たに設けるべきである。

また、当該第三者が公開に反対の意思表示をした場合に当該第三者の争訟の機会を保障する規定を設ける必要がある。

【説明】

現行条例でも、公開決定の際、対象公文書に第三者の情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができるとしているが、これは公開決定等の判断の参考とすることを目的とする、実施機関の裁量による意見聴取を規定したものである。

しかしながら、第三者の個人情報や法人情報をただし書に規定する公益との衡量により公開するときや公益上の理由により裁量的公開を行う場合には、適正手続の観点から、実施機関による慎重な事前手続が求められるところである。したがって、このような場合には当該第三者への意見聴取を実施機関に義務づける規定を設けることが適当である。

また、当該第三者が公開に対する反対の意思表示をしたにも拘わらず公開する場合には、当該第三者に公開決定をした旨を通知するとともに、公開決定の日から公開の実施までに相当の期間を設けて、当該第三者が執行停止等の法的手段を講ずるための機会を確保する必要がある。

12 費用負担（現行条例第12条関係）

現行規定を維持し、写しの交付等に要する実費を徴収することとするべきである。

【説明】

情報公開法では、受益者負担の考え方に立ち、写しの交付に要する費用だけにとどまらず、閲覧も含めた手数料として、請求時と公開実施時の2段階で徴収することとしているが、現行条例では、情報公開制度が広く県民全体の利益につながるものであるとの考え方から手数料規定は置かず、写しの交付に要する費用に限って実費を徴収することとしている。

行政経費の観点や負担の公平性の観点からは、国のような手数料規定を置くことも合理性があると考えられるが、県民への説明責任や制度の利用しやすきの観点も入れて総合的に判断した結果、現行規定を維持するべきであるとの結論に達したものである。

なお、今後ビデオテープ、フロッピーディスク等の新たな媒体を公開対象とした

場合には、その公開方法に応じた合理的な額の設定が必要である。

13 適正請求（現行条例に規定なし）

公開請求者の責務について、現行の適正使用の責務に加え、公開請求権の濫用を戒めるため、適正請求に関する規定を盛り込むべきである。

【説明】

情報公開法は、公開請求権の適正な行使に関する責務規定を置いていない。しかし、これは公開請求権が無制約なものであることを示すものではなく、法律の施行に当たっても、行政の事務遂行能力を減殺させることを目的とする開示請求等に対しては、権利濫用に関する一般法理を適用して対処するべきものとされている。

公開請求権が、ややもすれば無制約な権利との誤解を招きやすいことを考慮すれば、その濫用を戒めるため、請求者には適正な公開請求を行うべき責務があることを条例上に明記することが適当である。

14 審査会（現行条例第11条関係）

（1）審査会の名称（同条第1項関係）

「徳島県公文書公開審査会」を「徳島県情報公開審査会」に改めるべきである。

【説明】

公文書公開審査会は、従前は、公文書の非公開決定等に係る不服申立ての審査権限のみを有していたが、現在では情報公開制度に関する重要事項の調査審議権限も有することとなったことから、名称を「徳島県情報公開審査会」に改めることが適当である。

（2）調査権限（同条第6項関係）

いわゆる「インカメラ審理」や「ヴォーン・インデックス」の請求権を審査会の調査権限として条例に明記するべきである。

【説明】

審査会において迅速かつ適切な判断を下すためには、請求に係る文書を取り寄せて実際に見分する「インカメラ審理」や当該文書の内容を分類整理した資料、いわゆる「ヴォーン・インデックス」の提出を求める権限が必要不可欠である。

しかしながら、現行条例で審査会の権限として規定しているのは、意見聴取や資料の提出に関する一般的な権限のみであり、インカメラ審理等は、運用によりこれを行っているところである。

審査会の事案審査におけるインカメラ審理等の有効性・重要性からすれば、現行のような運用上の措置に委ねることなく、これらの権限を改めて条例に明記するべ

きである。

※ インカメラ審理

審査会が、処分庁に対し公開請求に係る公文書そのものの提示を求め、直接当該公文書を見分し、審理する制度

※ ヴォーン・インデックス

非公開決定のあった公文書又はその部分について、記載されている事項の内容、適用する非公開事項及びその理由等をわかりやすく分類整理した資料

(3) 審査手続等（現行条例に規定なし）

審査会の審査手続として意見陳述や意見書の提出を条例に盛り込むとともに、答申の送付・公表規定や審査手続の非公開を明記するべきである。

【説明】

不服申立人や実施機関からの意見陳述の聴取、意見書等の提出については条例に規定がなく、審査会の審議要領に基づく運用によりこれを行っている。ただ、不服申立ての審理手続もできる限り明確にしておく必要があるため、これらの手続を条例に明記することが適当である。

また、現行条例は、答申の取扱いに関し特に規定を設けていないが、審査会の説明責任の観点から、新たに答申書の送付、答申内容の公表についても規定を設ける必要がある。

なお、審査会の審議要領で規定している審査手続の非公開についても、条例に明記するべきである。

(4) 罰則（現行条例に規定なし）

審査会の委員の守秘義務を担保するため、罰則規定を設けるべきである。

【説明】

現行条例は、委員の守秘義務は規定しているが、これに違反した場合の罰則は設けていない。

今後、インカメラ審理の法制化など審査会の権限が強化されることに伴い委員の責務も重くなることから、委員の守秘義務を罰則により担保することが適当である。

なお、罰則を設けるに当たっては、他の行政委員会の委員に関する罰則規定との整合性を考慮する必要がある。

15 情報提供及び公表制度（現行条例第15条、第16条関係）

現行規定を維持するが、その趣旨を実現するために、県として県民のニーズに即した情報提供や情報の公表制度の拡充になお一層努力することを期待する。

【説明】

現行条例において、情報提供施策と情報公表制度は、公文書公開制度と並ぶ県の情報公開の3本柱として位置づけられている。県民に対する説明責任を全うするためには、請求を待って受動的に公開するという公文書公開制度にとどまらず、積極的に情報提供を進める取り組みが不可欠であり、また、県民にとって必要な情報の公表を制度化することも重要である。

この3つの制度が相互に補完しつつ、県全体のアカウントビリティを実現していかなければならないという観点は堅持するべきであり、情報提供施策や情報公表制度の位置づけについては、現行規定を維持することが適当である。

県においては、県政への理解と信頼を深めるため、県民のニーズに即した情報提供や情報公表制度の拡充になお一層努力することを期待する。

16 他の制度との調整（現行条例に規定なし）

法律により情報公開法が適用されないとしている公文書については、条例の適用除外とすべきである。

【説明】

国の「行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（整備法）では、個別の法律において自己完結的な閲覧・複写の制度が整備されているものや刑事訴訟法に規定する訴訟に関する書類及び押収物については、情報公開法の適用を除外している。

本県においても、これらに該当する公文書を有していることから、国の制度との整合性を図るために、当該公文書については適用除外とすることが適当である。

徳島県公文書公開審査会検討経過

回	開催年月日	審議事項等
1	平成12年 8月17日	諮問書の受理及び審議 1 基本的考え方
2	平成12年 8月28日	審議 1 条例の目的 2 実施機関の範囲
3	平成12年 9月11日	審議 1 請求権者の範囲 2 対象文書 3 文書管理
4	平成12年 9月26日	審議 1 対象文書 2 文書管理 3 公開・非公開の枠組み
5	平成12年10月16日	審議 1 非公開事項 ・個人情報 ・法人情報 ・意思形成情報 ・事務事業執行情報 ・国等との協議等に関する情報 ・非公開を条件とする任意提供情報 ・犯罪予防情報
6	平成12年10月31日	審議 1 非公開事項 ・犯罪予防情報 ・法令秘情報 2 公開手続 3 費用負担
7	平成12年11月17日	審議 1 適正請求 2 審査会 3 情報提供・情報公表 4 他の制度との調整
8	平成12年12月15日	答申(案)について

徳島県公文書公開審査会委員名簿

氏名	職業等	備考
岸田元美	徳島大学名誉教授	
喜田芳文	弁護士	
中田清春	元徳島県教育委員会教育長	
松尾博	元徳島新聞社論説委員長	会長
三谷淳二	社会福祉法人博友会理事	会長職務代理者

(五十音順)